

第3章

人と地域の交流で笑顔が生まれる 市民主体のまちづくり

市民生活

1節 地域の特性を活かした笑顔生まれる協働のまちづくりを推進します

1. 市民主体のまちづくりの推進
2. 協働と共創のまちづくりの推進
3. 思いやりのあるまちづくりの推進
4. 市民の市政への参画機会の拡充

2節 豊かな自然と調和した良好な生活環境をつくります

1. 豊かな自然環境の保全と継承
2. 生活環境の向上
3. 循環型社会の構築

3-1-1 市民主体のまちづくりの推進

現状・課題

- 本市には、安全・安心で住みよい豊かなまちづくりを進めるため、地域住民による町内会が組織されています。しかし、価値観の多様化や活動に対する負担増加、人口減少、少子高齢化などにより、一部の町内会では、その活動や運営が困難な状況となってきています。また、活動への支援の要望や集会施設の老朽化に伴う増改築や新築の要望が、年々増加傾向にあります。
住民自治の原点である町内会の継続と活性化のため、引き続き、実態に応じた適正な各種支援が求められています。
- 今日の社会では、個人のライフスタイルを重視する一方で、地域活動が衰退するケースが見られ、本市においてもその対策が必要です。
今後は、各団体の活動支援を継続しつつ、それぞれの団体が情報を交換・共有し、連携・協力する体制づくりが求められています。
また、新たな発想により形成された団体やグループについての支援も求められています。
- 本市には、各地域に様々な伝統文化がありますが、人口減少や地域活動の低迷により、継承が困難になりつつあります。
そのため、伝統・地域行事へ参加する機会を増やし、地域を大切に考える意識醸成や世代間交流の促進が求められています。

基本的方向

1. 地域型コミュニティ活動の支援

町内会活動への積極的な参加を促すとともに、適正規模で町内会活動ができるよう、支援を推進します。
また、町内会及び地域団体からの要望を集約し、活動を支援するとともに、集会施設の整備に対する支援の充実に取り組みます。

2. 各種団体・グループなどの自主的活動の促進

健全なコミュニティを形成し、また維持していくため、地域を支える人材・団体の育成を図るとともに、自立に向けたサポートを行い、行政や地域との連携の構築に努めます。
また、時流に即した新規団体の発掘にも努めます。

3. 世代を超えた交流の促進、郷土愛の醸成

地域の伝統や各種活動の伝承・継承を図るため、若い世代、特に子どもたちに地域を知ってもらう機会を提供するとともに、世代間の交流促進や伝統的・文化的活動、各種ボランティア活動に参加できる環境を整備します。
また、ふるさとの良さについて子どもたちが主体的に学ぶ活動を様々な場面で積極的に取り入れるなど、「白山市教育大綱」の基本理念である「ふるさと白山市を愛し、誇りに思える人づくり」を推進します。

施策の展開

基本的方向	施策の概要（★印は重点項目）	実施時期		実施主体
		前期	後期	
1. 地域型コミュニティ活動の支援	町内会活動に対する支援	→	→	市
	集会施設の整備に対する支援	→	→	市、県、市民
	コミュニティ活動備品の整備に対する支援	→	→	市、県、市民
	適正規模での町内会活動の推進	→	→	市、市民
2. 各種団体・グループなどの自主的活動の促進	★地域を支える人材・団体の育成	→	→	市、市民
	時流に即した新規地域団体の発掘		→	市、市民
3. 世代を超えた交流の促進、郷土愛の醸成	子どもの伝統・地域行事へのきっかけづくり	→	→	市、市民
	★ふるさと学習事業の提供	→	→	市
	世代間・地域間の交流事業の支援	→	→	市、市民

市民協働に向けて

- 町内会活動に対する支援の強化とともに、市民の町内会活動への積極的な参加を促進します。
- 家庭、地域間の教育力を強めるために、学び合い、経験を共有する世代間交流を促進します。

目標指標

指 標	単位	現況値	目標値		備 考
		(年度)	2021年度 (H33)	2026年度 (H38)	
町会行事災害補償制度加入率	%	89.9 (H28)	92.5	95.0	
世代間・地域間交流事業参加者数	人/年	9,195 (H27)	9,700	10,000	



集会施設の整備



子どもたちのふるさと学習

3-1-2 協働と共創のまちづくりの推進

現状・課題

■ 本市では、平成23年3月に白山市自治基本条例を制定し、「市民参加」と「協働」によるまちづくりにより、市民自らが地域の担い手として活躍し、互いに協力し合い、活力に満ちた地域社会の実現を目指しています。

こうした中、市民自らの創意工夫により複雑化・多様化する地域課題を解決し、地域の魅力向上に向けた取り組みを支援するため、平成28年度に「市民提案型まちづくり支援事業補助制度」を創設しました。

また、NPOやボランティアといった各種団体との連携を進めるため、白山市ボランティアセンターに専任のコーディネーターを配置し、各種相談や交流会の開催等を行っています。

今後は、幅広い年代層の参画や新たな担い手の発掘・育成をさらに進めるとともに、市民一人ひとりが地域の取り組みに主体的に参加し、自ら考え行動する地域づくりが求められており、市民意識の向上や地域力向上のための取り組みが必要です。

■ 本市では、活力ある地域社会の発展と人材育成を進めることを目的として、平成23年に市内に立地する金城大学・金城大学短期大学部と包括連携協定を締結しました。さらに、県内外の大学とも包括連携協定を締結し、幅広い分野での事業展開を図っています。

また、県内の高等教育機関で構成されている大学コンソーシアム石川の各種事業を通じた連携も進めています。

今後は、多様化する地域課題や行政的課題の解決に対応するため、連携による事業展開を積極的に進める必要があります。

基本的方向

1. まちづくりに関する取り組みの充実

白山市自治基本条例に基づき、市民参加、市民と行政の協働を基本にまちづくりを進めるため、協働の仕組みづくりや環境整備、活躍する人材の育成を推進します。

さらに、本市の実情に即した「市民主体のまちづくり組織」の検討とともに、地域が自主的・主体的に取り組む活動を支援する〔(仮称) 地域予算制度〕の導入に向けて整備を進め、新たな「協働のまちづくり」を推進します。

また、ボランティアへの関心を高めてもらうため、ボランティアセンターの機能強化を行うとともに、各種団体とのさらなる交流・連携を図ります。

2. 高等教育機関との連携体制の推進

高等教育機関の運営を支援するとともに、地域や行政と連携し合える環境や連携体制の整備を図ります。

また、これまで以上に産学官の連携を強化し、互いの資源を活かした事業展開を進めるとともに、若い世代を含めた地域との交流を深化させることで、地域の課題解決と活性化に繋がります。



傾聴ボランティア養成講座

施策の展開

基本的方向	施策の概要（★印は重点項目）	実施時期		実施主体
		前期	後期	
1. まちづくりに関する 取り組みの充実	市民提案型によるまちづくりの推進	→	→	市、市民
	★ 新たなまちづくりに向けた取り組みの推進		→	市、市民
	協働の体制づくりの構築	→	→	市、市民、社会福祉協議会
	★ ボランティア意識の啓発と参加の促進	→	→	市、市民、社会福祉協議会
2. 高等教育機関との連携 体制の推進	教育施設の整備充実への支援	→		市
	★ 地域課題解決に向けた大学との連携による 取り組みの充実	→	→	市、市民、大学
	里山を軸としたブランディング事業の推進	→	→	市、市民、大学
	再生可能エネルギーの利用に向けた共同研究 の推進	→	→	市、市民、大学
	デジタルコミュニティ放送の活用促進	→	→	市、市民、大学

市民協働に向けて

- 協働のまちづくりの共通認識のもと、新しい制度の構築や高等教育機関との連携を強化します。
- ボランティアに関する啓発活動や広報、情報提供を行うとともに、ボランティア、市民活動団体、NPOとの交流会や研修会を定期的に行い、連携を深めます。

目標指標

指 標	単位	現況値	目標値		備 考
		(年度)	2021年度 (H33)	2026年度 (H38)	
市民提案型まちづくり支援事業 取り組み数	件/年	27 (H28)	33	—	
ボランティア登録者数	人	6,560 (H27)	7,500	8,500	
ボランティア登録団体数	団体	165 (H27)	180	200	
大学との連携事業数	件/年	37 (H27)	45	55	

3-1-3 思いやりのあるまちづくりの推進

現状・課題

■ 人権尊重の推進については、一人ひとりの人権が尊重された社会の大切さを理解してもらうため、法務局や人権擁護委員と協力し、人権啓発活動に努めています。

今後も、市民一人ひとりが人権を尊重することの重要性について十分に理解と認識を深められるよう、積極的な啓発活動に取り組み、人権意識を高めることが必要です。

■ 国では、男女共同参画基本法に基づき、平成27年12月に「第4次男女共同参画基本計画」を策定し、あらゆる分野における女性の活躍など、新たに4つの視点を定めています。

本市においては、白山市男女共同参画推進条例に基づき「白山市男女共同参画行動計画」を策定し、男女共同参画セミナーの実施や審議会などにおける女性委員登用の推進、配偶者からの暴力（DV（ドメスティックバイオレンス））の相談窓口「DVホットライン白山」の開設などを行っています。

一方、男女共同参画社会の実現は、男女の意識改革によるところが多いため、家庭や学校、職場などあらゆる場に合わせた普及啓発が必要です。

また、女性の活躍できる場づくりの充実やライフイベントに対応した多様で柔軟な働き方等を通じた仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現が課題となっています。

DVについては、相談件数が増加傾向にあり、深刻な社会問題ともなっていることから、DVに関する啓発活動や被害者支援の充実を図るとともに、本市の相談機関だけでは解決できない事案もあるため、関係機関等との連携が必要です。

基本的方向

1. 人権尊重の推進

法務局や人権擁護委員と連携・協力し、人権擁護活動と人権擁護思想の普及啓発活動を推進します。

また、市民が安心して生活できるよう、人権相談や市民生活における多種多様な悩み事に対応できる相談体制の充実を図ります。

2. 男女共同参画社会の推進

男女が互いに尊重し、ともに個性と能力を發揮できるよう、家庭・地域・学校・企業など幅広い分野への情報発信及び意識啓発を図ります。

また、市民一人ひとりが仕事と子育てや介護、余暇などの家庭生活、地域活動やボランティア活動など、多様な選択のもと、バランスのとれた生き方ができる社会の実現のため、ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供や啓発に努めます。

さらに、男女間の実質的な機会の平等を担保するため、あらゆる分野において、女性の参画の拡大や活躍を推進するとともに、人材の育成や周知啓発等に努めます。

DVなどの行為は、重大な人権問題でもあるため、その根絶に向け、DVに関する周知啓発を実施し、DVの未然防止に努めるほか、相談体制の充実を図ります。

施策の展開

基本的方向	施策の概要 (★印は重点項目)	実施時期		実施主体
		前期	後期	
1. 人権尊重の推進	人権啓発の推進	→	→	市、法務局、人権擁護委員
	各種相談事業の実施	→	→	市
2. 男女共同参画社会の推進	男女共同参画社会への理解促進	→	→	市、市民
	★ワーク・ライフ・バランスの推進	→	→	市
	女性が活躍できる社会の推進	→	→	市
	配偶者からの暴力の防止	→	→	市、県

市民協働に向けて

- 市民により構成された男女共同参画サポーターの活動支援を行い、草の根レベルでの男女共同参画啓発活動を推進します。

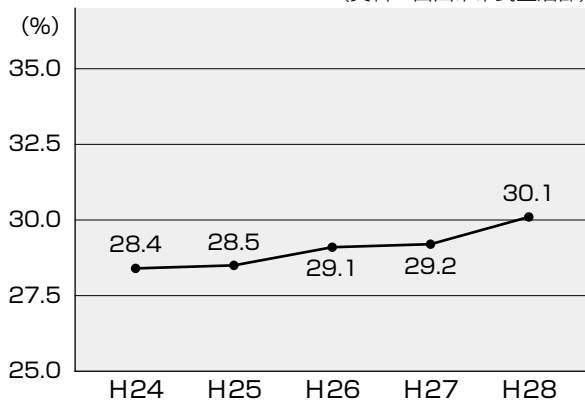
目標指標

指 標	単 位	現況値	目標値		備 考
		(年度)	2021年度 (H33)	2026年度 (H38)	
市の審議会等における女性委員の割合	%	30.1 (H28)	40.0	40.0	
白山市仕事と生活が調和する優良事業所総数	社	10 (H28)	20	30	

第3章 (市民生活)
第4部 基本計画

市各種審議会等の女性登用率推移

(資料：白山市市民生活部)



白山市仕事と生活が調和する優良事業所表彰

3-1-4 市民の市政への参画機会の拡充

現状・課題

■ 本市はこれまで、まちづくり会議や若者等との意見交換のほか、市長への提案はがきなどの取り組みを通して、市民の市政への参画や市民ニーズの把握に努め、市民の声が活かされる市政の実現に努めてきました。

今後、さらに対話と参加によるまちづくりを実践していくことが重要であり、市民のまちづくりへの参画機会の拡充を図る必要があります。

また、若い世代や女性をはじめ、様々な年代や立場の意見を市政に反映することが求められています。

■ 市政への参画を促進するためには、市民に対して分かりやすく市政情報を提供することが重要です。

市民に対する情報提供が一方通行的にならないよう、あらゆる広報媒体を活用して、分かりやすい市政情報の提供に努め、公正で開かれた市政の実現を図る必要があります。

基本的方向

1. 対話と参加による市政の推進

対話と参加のまちづくりを推進するため、若い世代や女性、各種団体をはじめとする、より多くの市民から意見を聴く機会の充実を図るとともに、市長と直接意見交換する機会を設けるなど、市民の意見、提案やニーズを幅広く把握し、市政に関わる情報を市民と共有します。

また、より多くの市民が、計画策定時から市政に参画する機会の拡充を図るため、市の審議会の公募委員として活躍できる環境づくりをさらに推進します。

2. 広報活動の充実

市民に対してより分かりやすく見やすい広報紙となるよう工夫し、充実させるとともに、ホームページのさらなる充実を図ります。

また、進化する情報通信技術に対応した適切な市政情報の提供に努め、市民がより早く、いつでも情報を入手できる環境づくりに努めます。



まちづくり会議



若者との意見交換

施策の展開

基本的方向	施策の概要（★印は重点項目）	実施時期		実施主体
		前期	後期	
1. 対話と参加による市政の推進	★ 市政参画機会の充実	→	→	市、市民
	★ 広聴活動の充実	→	→	市、市民
2. 広報活動の充実	★ 広報活動の充実	→	→	市

市民協働に向けて

- 各種計画の策定段階から市民の参画を図るため、公募委員を取り入れることが相応しい審議会等の委員の任命に当たっては、積極的に公募するよう努めます。
- 市民の意見を聴く機会を積極的に設けるとともに、市長が直接、市民や各種団体と意見交換を行う機会を設け、市民の市政への参画を図り、今後の市政運営に活かします。

目標指標

指標	単位	現況値	目標値		備考
		(年度)	2021年度(H33)	2026年度(H38)	
ホームページへのアクセス数	千件/年	361 (H27)	400	450	



ホームページを活用した市政情報の発信

3-2-1 豊かな自然環境の保全と継承

現状・課題

■ 本市の里山は、水源かん養や災害の防止などの多様な機能を持っています。一方で農家や林業従事者の高齢化、後継者及び担い手の不足などから、耕作放棄地の増加や森林の荒廃などの問題が深刻化しています。

また、防風林・防砂林としての役割を果たしている海岸の松林は、松くい虫による松枯れの被害が継続しています。

そのため、耕作放棄地の発生や森林の荒廃の防止に繋がる対策や、後継者及び担い手が耕作や施業を維持できる環境を整備するとともに、農林資源の保全などへの取り組みが必要です。

さらに、これら課題への対応には、多くの市民の理解と参加が必要であり、市民と一体となった里山づくりが大切です。

■ 白山から日本海に至る広大な市域に、多種多様な生物の生息環境を有していますが、その中には絶滅が危惧されているものもあります。

また、近年では、里山の管理不足などにより生息環境の悪化や有害鳥獣による農作物被害も深刻化しており、動植物の生息環境の保全や有害鳥獣対策が求められています。

■ 本市では、手軽に自然とふれあえる場所として、多くの自然体験施設を有するほか、「いしかわ自然学校」と連携した自然とのふれあいイベントやプログラムを開催しています。

今後も、豊かな自然を活用したふれあいの場と機会の充実を図ることが大切です。

基本的方向

1. 自然環境・水環境の保全と継承

手取川水系と加賀沿岸域の環境基準点において、生活環境の保全に関する環境基準を達成するとともに、手取川扇状地域の良好な水質や地下水位の維持を図ります。

また、中山間地域等直接支払事業に引き続き取り組み、耕作放棄地の発生防止に努めるとともに、森林環境税を有効に活用し、境界の明確化や計画的な間伐などを行うことによる森林の整備保全を図ります。

さらに、海岸林の保全においても適切な病害虫の防除を行うとともに、地域住民等の理解と協力を得て維持管理をしていく仕組みづくりを推進します。

2. 生物多様性の保全と鳥獣の保護管理

本市に生息・生育する希少野生動植物の調査を行い、保護・保全について普及啓発します。

また、野生鳥獣の生息環境の保全と地域の生物多様性の保護管理を図ります。

3. 自然とのふれあいの推進

水辺環境などの維持管理活動に対して支援を行うとともに、ホタル生息調査や自然観察会など、自然とふれあえる市民講座やイベントを開催します。

施策の展開

基本的方向	施策の概要（★印は重点項目）	実施時期		実施主体
		前期	後期	
1. 自然環境・水環境の保全と継承	生活保全に関する環境基準達成に向けた対策	→	→	市、県
	地下水位維持のための対策	→	→	市、国、県、市民、近隣自治体
	手取川扇状地域の良好な水質の保全	→	→	市民、事業者
	★森林及び里山保全再生活動などの推進	→	→	市、市民
	ボランティア活動による森林整備	→	→	市、市民
	★中山間地域農業の活性化支援	→	→	市、市民、JA等
2. 生物多様性の保全と鳥獣の保護管理	希少野生動植物の保護・保全の啓発	→	→	市、市民
	野生鳥獣の生息環境の保全	→	→	市、市民
3. 自然とのふれあいの推進	自然とふれあえる市民講座やイベントの開催	→	→	市、市民

市民協働に向けて

- 手取川扇状地域の水質維持に向け、川や海などへのポイ捨て禁止看板の設置や監視強化に取り組むほか、広報等を通じ、調理くずや廃食油を流さないなどの生活排水対策を呼びかけます。
- 里山への苗木の植樹や下草刈り保育などに参加する体制の整備・構築を進め、自然に親しみながら里山保全の重要性の認識向上に取り組めます。

目標指標

指 標	単位	現況値	目標値		備 考
		(年度)	2021年度 (H33)	2026年度 (H38)	
ホテル生息確認数	匹	2,104 (H27)	3,000	3,200	
中山間地域等直接支払交付金 取組面積	ha	88.5 (H28)	90.0	90.0	



白山と手取川

3-2-2 生活環境の向上

現状・課題

- 本市では、市民、事業者、行政が互いに協働・連携して取り組む環境保全活動の一環として、海岸清掃や川掃除をはじめ、公共施設の清掃や散在する空き缶などの収集を行うクリーン作戦に取り組んでいます。また、環境保全活動を率先して実践できる市民、事業者の増加に向けた取り組みも行っています。

今後、環境保全に関する情報のさらなる周知徹底や共有化、活動に取り組む町内会や団体への活動支援が必要となってきます。

- 私たちの身近な生活環境には、工場・事務所や自動車などによる大気汚染、交通騒音や振動、化学物質による環境汚染、都市部における景観問題など、解決すべき様々な課題があります。

騒音・振動は、人の感覚に悪影響を及ぼす要因の一つであることから、企業と連携した公害防止対策を進めるほか、苦情への迅速な対応が不可欠となっています。

- 本市では、市営の松任斎場、一部事務組合が管理運営する白山郷斎場及び手取郷斎場が整備され、火葬業務を行っています。

しかし、斎場の施設本体及び火葬炉等の重要設備の老朽化による維持管理費が増大しており、将来の需要予測を見据えた斎場の再整備が必要です。

また、墓地公苑については、残区画数を見極めながら新たな整備を検討するとともに、共同墓地の老朽化に対応するための支援が求められています。

基本的方向

1. 環境美化の推進

市民、事業者、行政が協働・連携し、道路・公園などの公共施設の清掃や散在する空き缶等を収集するクリーン作戦、集落等の川掃除（生活排水溝の清掃）などの環境保全活動に継続して取り組みます。

また、良好な海岸及び河川環境を保全するため、海岸などの愛護思想を普及啓発するとともに、市民、事業者が利用しやすいホームページを活用した環境情報の共有化を推進します。

2. 公害防止対策の推進

環境基準の適合に向け、微小粒子状物質（PM2.5）の常時監視や測定体制の充実を図るとともに、不法なごみの野外焼却（野焼き）禁止の遵守を図ります。

また、市内各企業との公害防止協定の締結を推進するほか、エコドライブによる自動車交通騒音の抑制や、除草剤、化学肥料等の適正な使用の推進を図り、苦情が発生した際は、迅速な対応をすることにより、市民の住み良い環境の維持に努めます。

3. 斎場や墓地の整備

斎場については、市全体の将来の需要を予測し、市民の利便性や今後の費用対効果を踏まえた適正な施設配置や規模の検討を行うとともに、広域行政のメリットをより生かせるよう、更新計画を作成します。

墓地公苑については、市民ニーズに応じた整備を検討することとし、案内板の整備や適切な維持管理を図るとともに、共同墓地の区画案内板の設置、通路、擁壁等の整備、緑化などを支援します。

施策の展開

基本的方向	施策の概要（★印は重点項目）	実施時期		実施主体
		前期	後期	
1. 環境美化の推進	環境保全活動の推進	→	→	市、市民、事業者
	道路・河川等での愛護啓発	→	→	市、市民、事業者
	ホームページ等を活用した環境情報共有化の推進	→	→	市
2. 公害防止対策の推進	環境基準の適合に向けた対策の実施	→	→	市、市民、事業者
	市内各企業との公害防止協定の締結の推進	→	→	市、事業者
	騒音・振動の苦情に対する迅速な対応	→	→	市、県
	悪臭と化学物質の苦情に対する迅速な対応	→	→	市、県
3. 斎場や墓地の整備	★斎場の再整備	→	→	市、広域事務組合
	市民ニーズに応じた墓地の整備	→	→	市
	共同墓地整備事業補助金の充実と活用	→	→	市

市民協働に向けて

- 市民、事業者、行政が互いにパートナーシップを確立し、三者が協働・連携して取り組む環境保全活動の一環として、海岸清掃や川掃除を実施します。

目標指標

指 標	単位	現況値	目標値		備 考
		(年度)	2021年度 (H33)	2026年度 (H38)	
大気汚染に係る環境基準の適合 (4物質)	物質	3物質適合 (H25)	4物質適合	4物質適合	二酸化硫黄、二酸化窒素、 浮遊粒子状物質、微小粒子 状物質
道路・河川環境保全活動参加 団体数	団体	56 (H27)	80	100	



海岸清掃

3-2-3 循環型社会の構築

現状・課題

■ 地域環境の保全と資源の有効利用の観点から、廃棄物などの発生をできる限り抑制し、資源の循環的な利用と適正処理を確保することにより、環境への負荷を低減することが重要となっています。

今後も廃棄物の適正処理を確保していくためには、廃棄物をできる限り少なくするとともに、処理施設の適切な維持管理と計画的な施設整備が必要です。

■ 東日本大震災以降、エネルギーの利用を巡る環境は国内外で大きく変化しており、発電時に二酸化炭素を排出しない再生可能エネルギーは、低炭素社会における重要なエネルギー源であるとされています。

本市では、発生した一般廃棄物の大半は松任石川環境クリーンセンターで処理が行われ、ごみ焼却時の熱エネルギーを利用したバイオマス発電や不燃ごみからの資源回収を行うとともに、焼却灰をリサイクルし、資源やエネルギーの循環を図っています。

このほか、森林資源や水資源、地熱などの豊かな自然資源を活用した再生可能エネルギーの利用が求められます。

■ 本市では、温室効果ガスの削減に向け、環境負荷低減に資する製品の調達やエネルギー効率の良いLED照明の導入などを推進しており、今後も市民、事業者、行政が協働した取り組みが必要です。

また、身近な生活環境から地球環境に至る環境全般についての理解と認識を深めていくことも必要です。

基本的方向

1. 廃棄物の減量化と適正処理

環境教育をはじめとする啓発活動により、できるだけごみを出さない消費活動への転換や、「物（もの）」を大切に長く使う意識の向上を図り、ごみの削減を推進するとともに、不法投棄、不適正処理防止に向けた取り組みを推進します。

また、発生した廃棄物については、収集運搬・中間処理の各段階で資源の積極的な回収またはリサイクルを行い、最終処分量の低減を図るほか、鶴来清掃センターに代わる新たな最終処分場の整備を推進します。

さらに、し尿処理施設に関しては、老朽化が著しいことから、下水道処理施設での共同処理を推進するとともに、他自治体と連携した広域処理も検討します。

2. 再生可能エネルギーの導入や利用の推進

公共施設におけるモデル的な再生可能エネルギーの導入により、市民の再生可能エネルギーに対する理解を深めます。

また、松任石川環境クリーンセンターでは、ごみ焼却によるバイオマス発電を引き続き継続するとともに、より効率的なエネルギー回収方法を検討します。

さらに、地域及び産学官が連携した再生可能エネルギーの調査・研究を推進するとともに、民間事業者による本市の遊休地の活用や、市民・事業者などへの普及・啓発により、再生可能エネルギーの積極的な導入の必要性を啓発していきます。

3. 地球環境にやさしい環境行動の推進

温室効果ガスの排出量削減に向け、市民、事業者、行政が一体となった取り組みを展開するとともに、地球温暖化対策の重要性に関する啓発・広報による市民意識の向上を図ります。

施策の展開

基本的方向	施策の概要（★印は重点項目）	実施時期		実施主体
		前期	後期	
1. 廃棄物の減量化と適正処理	ごみの削減の推進	→	→	市、市民、事業者
	不法投棄・不適正処理防止の推進	→	→	市
	リサイクルの推進	→	→	市、市民、広域事務組合、事業者
	★廃棄物処理施設の再整備	→	→	市、広域事務組合
2. 再生可能エネルギーの導入や利用の推進	再生可能エネルギーの活用の促進	→	→	市
	再生可能エネルギーの調査・研究の推進	→	→	市、市民、事業者
3. 地球環境にやさしい環境行動の推進	温室効果ガスの排出量削減の推進	→	→	市、市民、事業者
	低炭素社会への意識向上の推進	→	→	市、市民、事業者

市民協働に向けて

- ごみ減量化を身近に感じられるよう、広報やポスターなどを広く利用し啓発していきます。
- 環境に関する施策と地域の活性化について、市民の学習会やイベントなどの活動機会を充実するとともに、まちかど市民講座などへの職員派遣を積極的に進めます。

目標指標

指 標	単位	現況値	目標値		備 考
		(年度)	2021年度 (H33)	2026年度 (H38)	
家庭系ごみの1人1日当たりの排出量	g/人・日	548 (H26)	520	510	
ごみリサイクル率	%	14.8 (H26)	23.0	25.0	



ペレットストーブ



小水力発電所

